

令和6年

第1回教育委員会臨時会

(持ち回り決裁)

令和6年2月1日

第1 議案の審議

第2号議案 令和5年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第3号議案 令和6年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

第4号議案 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第5号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第6号議案 文京区指定文化財の指定について

上記第2号及び第3号議案については、令和6年2月定例議会に議案として、また、第6号議案については、報告事項として提出予定の内容である。

本来、教育委員会臨時会を開催し、この内容について審議すべきところであるが、議案送付までに、教育委員一同が会しての臨時会開催の日程調整がつかないため、持ち回りという形で各委員に対して意見を求めるものである。

1 審議結果

審議の結果、以下の議案について、原案のとおり承認するものとする。

第2号議案 令和5年度文京区一般会計補正予算（教育局）について

第3号議案 令和6年度文京区一般会計当初予算（教育局）について

第4号議案 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第5号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

第6号議案 文京区指定文化財の指定について

2 議案についての意見の申出

上記第2号議案及び第3号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、区長から教育委員会に対して意見照会が

ある予定である。

この意見照会の処理については、教育長が照会内容を調査し、その内容がこのたびの審議結果と同様である場合には、文京区教育委員会事案決定規則（昭和61年3月文京区教育委員会規則第2号）第6条第1項の規定に基づき、区長に対し、「教育委員会としては異議がない」旨の回答を行うものとする。

第2 報告事項

- （1）文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について
（資料第1号）

本来、教育委員会臨時会を開催し、この内容について報告すべきところであるが、事前に教育委員一同が会しての臨時会開催が困難であるため、持ち回りという形で各委員に対して報告するものである。